

福岡県公報

平成19年12月26日
第2767号

目次

告示(第2449号—第2465号)

生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課)	1
生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(監査保護課)	2
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(監査保護課)	2
生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課)	2
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(監査保護課)	3
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更	(監査保護課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	6
救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	6
道路の供用の開始	(道路維持課)	6

公 告

意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (生活衛生課) 6

建設業の営業の一部停止 (建築指導課) 7

公安委員会

少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) 7

正 誤

保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成19年12月福岡県告示第2357号) 中正誤 8

告 示

福岡県告示第2449号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
筑紫生138	山田小児科医院	筑紫野市二日市北2丁目1-3	19・10・6
う生37	久保山整形外科リウマチクリニック	うきは市吉井町生葉784-1	19・12・1
田生169	耳鼻咽喉科高瀬医院	田川市魚町9-1	19・11・1
田生170	医療法人田中医院	田川市春日町1-7	19・11・1
大野生歯72	ミント歯科クリニック大野城	大野城市錦町4丁目1-1 大野城サティ2F	19・11・1
春生歯71	日の出いこい歯科医院	春日市日の出町4丁目17-3	19・11・1
久生歯301	さかた歯科医院	久留米市宮ノ陣町若松字柿添1642-1	19・12・1
春生薬44	光町調剤薬局	春日市光町1丁目74	19・10・15
う生薬22	フクオカ薬局吉井店	うきは市吉井町生葉786-3	19・12・1
京生薬63	しいだ調剤薬局	築上郡築上町大字椎田845-5	19・10・1

粕生訪3	アップルハート訪問看護 ステーション糟屋	糟屋郡志免町石橋台6-1神田 ビル102号	19・12・1
久生訪22	アップルハート訪問看護 ステーション久留米	久留米市小頭町10-1	19・12・1
う生訪2	アップルハート訪問看護 ステーション田主丸	うきは市浮羽町東隈上322-37	19・12・1

福岡県告示第2450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から
休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 休止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	休止年月日
行生84	医療法人ふじやまクリニ ック	行橋市西宮市1丁目11-12	19・9・29

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
田生10	田中医院	田川市春日町1-7	19・10・31
像生22	有田胃腸科内科医院	宗像市陵巖寺4丁目9-1	19・10・31
筑紫生31	山田小児科医院	筑紫野市二日市北2丁目1-3	19・10・5
田生34	耳鼻咽喉科高瀬医院	田川市魚町9-1	19・10・31
春生歯61	日の出いこい歯科	春日市日の出町4丁目17-3	19・10・31
飯生歯117	アイ歯科吉原町	飯塚市吉原町1-31	19・10・31
京生薬54	しいだ調剤薬局	築上郡築上町大字椎田845-5	19・9・30
粕生訪2	株式会社コムスン訪問看護 ステーション糟屋	糟屋郡志免町石橋台6-1神田 ビル102	19・11・30
久生訪15	訪問看護ステーションコ ムスン久留米	久留米市小頭町10-1佐野ビル 1F	19・11・30

久生訪14	訪問看護ステーションコ ムスン田主丸	久留米市田主丸町殖木797-1 池尻店舗中号	19・11・30
大生訪13	株式会社コムスン訪問看護 ステーション大牟田	大牟田市大字宮崎1829-4貸事 務所（戸建）	19・11・30

福岡県告示第2451号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から
所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
八女生108	井上クリニック	八女市本町26-1	八女市本町2-725	19・10・29
北生歯113	豊原歯科医院	糟屋郡粕屋町大字仲原 308-1	糟屋郡粕屋町若宮1丁 目11-11	19・12・1
北生歯222	高木歯科医院	糟屋郡粕屋町大字仲原 409-1	糟屋郡粕屋町若宮1丁 目6-21	19・12・1
北生歯132	原町歯科小児 歯科医院	糟屋郡粕屋町大字仲原 295-1	糟屋郡粕屋町若宮1丁 目11-1	19・12・1
大野生歯 44	医療法人カニ 歯科医院	大野城市下大利1丁目 10-8	大野城市下大利2丁目 12-11	19・10・1
粕生薬53	有限会社秀洋 堂薬局若宮店	糟屋郡粕屋町大字仲原 280-1	糟屋郡粕屋町若宮2丁 目6-5	19・12・1
宰生薬33	ララ薬局太宰 府店	太宰府市大字大佐野 100-10	太宰府市大佐野3丁目 1-58	19・11・27

福岡県告示第2452号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基
づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
久生柔68	末次満 (ふれあい整骨院)	久留米市津福今町423 - 1	19・11・23
行生柔14	舩尾勝也 (ますお整骨院)	行橋市大字今井1580 - 2	19・11・1
筑紫生柔33	峰松軍 (やまむら整骨院 プラススポーツ)	筑紫野市紫1丁目13 - 1ファミ ール二日市1F	19・9・11
古生柔10	古野寛之 (よつば整骨院)	古賀市舞の里3丁目4 - 8	19・11・12

福岡県告示第2453号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
筑紫生柔19	佐伯徳志 (やまむら整骨 院プラススポーツ)	筑紫野市紫1丁目13 - 1	19・9・30

福岡県告示第2454号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧氏名又は旧名称	新氏名又は新名称	住所又は所在地	変更年月日
像生柔5	宗像整骨院	みのはら整骨院	宗像市石丸1丁目6 - 27ジュネスシティ宮の 前1 - C号室	19・11・29

2 所在地の変更

指定番号	氏名又は名称	旧住所又は旧所在地	新住所又は新所在地	変更年月日
像生柔5	みのはら整骨 院	宗像市東郷2丁目1 - 10	宗像市石丸1丁目6 - 27ジュネスシティ宮の 前1 - C号室	19・11・29
粕生柔6	小塩整骨院	糟屋郡粕屋町大字仲原 131 - 1吉原ビル1F	糟屋郡粕屋町若宮1丁 目3 - 12	19・12・1
粕生柔8	平川整骨院	糟屋郡粕屋町大字仲原 蓮ヶ池287 - 1 山田 ビル102	糟屋郡粕屋町若宮2丁 目9 - 3山田ビル1F	19・12・1

福岡県告示第2455号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マルシヨク不知火店
- (2) 所在地 福岡県大牟田市不知火町三丁目3番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

- (4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

- (5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

- (6) 街並みづくり等への配慮等

筑後地域の良好な景観形成を目指す「筑後景観憲章」に定める基準内容に適合するよう配慮をお願いしたい。

- (7) その他

意見なし

福岡県告示第2456号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マルシヨク不知火店
- (2) 所在地 福岡県大牟田市不知火町三丁目3番1 外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第2457号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1

項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 栄泉南ヶ丘ビル
- (2) 所在地 福岡県大野城市紫台118番 外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- 意見なし

福岡県告示第2458号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日

平成19年12月3日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人 アマール
- (2) 代表者の氏名 中島 ユリ子
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県久留米市津福本町1568番地1 高田ビル604
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者を中心に障害者に対して地域生活支援事業及び当事者の

就労や生活支援に関する事業を行い、障害者の自立と住みよい社会の実現に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第2459号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
前原市前原駅南一丁目746 - 1 から746 - 4 まで、746 - 9 から746 - 14 まで、759 - 1、759 - 4、759 - 8 から759 - 34 まで、760 - 1、760 - 4 から760 - 10 まで、並びに南風台一丁目5 - 1 から5 - 4 まで、8 - 1 及び8 - 2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
前原市前原中央二丁目2番21号
株式会社やました 代表取締役 山下 寿人

福岡県告示第2460号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
前原市波多江駅北二丁目360番2 及び360番32
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区長住六丁目1番27号
加藤 達夫

福岡県告示第2461号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年11月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人 ヘルスコーチ・ジャパン
 - (2) 代表者の氏名
中園 博美
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区平尾五丁目3番28号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、人々が心身ともに健康になるために効果的な支援ができる人材を育成し、メタボリックの予防とメンタルヘルスの改善に貢献することを目的とする。

福岡県告示第2462号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年11月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人グリーンアース
 - (2) 代表者の氏名

北島 寿一郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目2番11号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般に対して、資源節約並びに環境保全に関する事業を行い、温暖化対策を始めとする地球環境の保全と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2463号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年12月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡ジョブサポート

(2) 代表者の氏名

松本 玲子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区馬出二丁目2番6号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいを持つ人に対して自立と就労に関する支援事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2464号

次に掲げる病院は、平成19年12月1日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚

生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

病院の名称	所在地
医療法人聖和会安永病院	福岡市南区大橋1-18-18

福岡県告示第2465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年12月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	宮田線 遠賀	鞍手郡鞍手町大字古門4109番2先から 遠賀郡遠賀町虫生津南387番18先まで

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続をしないでクリーニング業法施行細則（昭和40年福岡県規則第5号）の一部改正を行ったので、次のとおり告示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健福祉部生活衛生課に備え置きます。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の改正は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）が制定されたことにより、引用する学校教育法の条を改めたこと及び一部の様式を九州各県で統一したものに改めたものですが、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の軽微な変更該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成19年12月26日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成19年12月12日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社三原産業	久留米市北野町中3085	三原 次雄	平成16年2月12日 福岡県知事許可（特-15） 第66639号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金

等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成19年12月26日から平成20年1月9日までの15日間

4 処分の原因となった事実

株式会社三原産業は、久留米市発注の高良川親水公園（第3工区）工事において、二次下請負人の三原建設株式会社から一括して工事を請け負った。このことは、建設業法第22条第2項に違反して、同法第28条第1項第4号に該当する。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第462号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成20年1月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成19年12月26日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
大谷 哲也	0942-38-0110	久留米警察署の管轄区域
野瀬 利宗	久留米警察署（少年係）	

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
19・12・14	2763	告 示	2357	8			後ろから 13		八女郡矢部村	八女郡八女村